

北九州市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 37 号

北九州市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北九州市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 21 年北九州市条例第 13 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(標識)

第 2 条 条例第 11 条に規定する標識は、第 1 号様式のとおりとする。

(係留の除外)

第 3 条 条例第 12 条第 4 号に規定する規則で定めるときは、次に掲げるときとする。

(1) 人畜に危害を加えるおそれのない場所又は方法で飼い犬を展覧会、競技会その他これらに類する催しに出場させるとき。

(2) 人畜に危害を加えるおそれのない場所又は方法で飼い犬を曲芸、映画製作その他これらに類するもののために使用するとき。

(公共の場所)

第 4 条 条例第 14 条第 1 項に規定する公共の用に供する場所で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路

(2) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園

(3) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 3 条第 1 項に規定する河川及び同法第 100 条第 1 項に規定する準用河川並びに北九州市普通河川管理条例（昭和 46 年北九州市条例第 48 号）第 2 条第 1 項に規定する普通河川

(4) 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する港湾施設

(5) 前各号に掲げる場所のほか、公衆の通行に供されている道路、駅前広場その他不特定多数の者が自由に利用することができる場所

(事故発生時の届出等)

第 5 条 条例第 15 条第 1 項の規定による届出は、事故発生届により行わなければならない。

2 条例第15条第2項の規定による届出は、こう傷事故発生届により行わなければならない。

(犬及びねこの引取りを求める場合の申請)

第6条 条例第17条第1項の規定により犬又はねこの引取りをその所有者が求める場合は、次に掲げる事項を明らかにした引取り申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 所有者の住所及び氏名

(2) 犬又はねこを飼養することができない理由

(3) 犬又はねこの種類、性別及び年齢

(4) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項に規定する登録の番号(犬の場合に限る。)

2 条例第17条第4項の規定により所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者が求める場合は、次に掲げる事項を明らかにした引取り申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 拾得者の住所及び氏名

(2) 犬又はねこを拾得した場所

(収容する負傷動物)

第7条 条例第18条第1項に規定する市長が定める動物は、いえうさぎ、鶏及びあひるとする。

(犬捕獲従事者証)

第8条 条例第19条第5項に規定する証票は、第2号様式のとおりとする。

(収容した犬、ねこ等の公示)

第9条 条例第20条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公示は、次に掲げる事項について、北九州市動物管理センターの掲示板に掲示することにより行うものとする。

(1) 犬、ねこ等を捕獲し、又は拾得した日

(2) 犬、ねこ等を捕獲し、又は拾得した場所

(3) 動物の種類、性別、推定年齢及び毛色その他の特徴

(収容した犬、ねこ等の返還)

第10条 次に掲げる動物の返還を受けようとする当該動物の所有者は、返還申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 条例第17条第4項の規定により引き取った犬又はねこ

(2) 条例第18条第1項の規定により収容した負傷動物

(3) 条例第19条第1項の規定により収容した飼い犬等

(犬、ねこ等の処分に係る譲渡の促進)

第 1 1 条 条例第 2 0 条第 2 項 (同条第 3 項において準用する場合を含む。) の規定により、収容した犬、ねこ等の処分を行う場合は、条例第 2 1 条第 1 項に規定する飼養を希望する者への譲渡を行うよう努めるものとする。

2 条例第 2 1 条第 2 項の規定による申出は、譲渡申請書により行わなければならない。

(野犬の捕獲の方法)

第 1 2 条 条例第 2 2 条第 1 項の規定による薬物を使用した野犬の捕獲は、道路、空地、広場、堤防その他適当な場所に、薬物を混入した魚肉その他の適当なえさを置いて行うものとする。

2 前項に規定するえさには、えさごとに、それが薬物による野犬の捕獲のためのものである旨を表示するものとする。

3 市長は、薬物による野犬の捕獲の期間中、その職員をして、えさの置かれた場所を巡視させ、かつ、捕獲の実施の時間が経過した後直ちにえさを回収させるものとする。

(野犬の捕獲の告示等)

第 1 3 条 条例第 2 2 条第 2 項の規定による告示は、捕獲開始の日の 3 日前までに行うものとする。

2 前項に規定する告示のほか、捕獲を行う期間、区域及び方法については、次に掲げる措置を講じることにより住民への周知を行うものとする。

(1) 捕獲を行う区域内及びその近辺の公衆の見やすい場所に掲示すること。

(2) 捕獲を行う区域及びその近辺の住民に対し、広報車等により知らせること。

(勧告)

第 1 4 条 条例第 2 3 条の規定による勧告は、勧告書を交付して行うものとする。

(命令)

第 1 5 条 条例第 2 4 条第 1 項の規定による命令は、措置命令書を交付して行うものとする。

2 条例第 2 4 条第 2 項の規定による命令は、改善命令書を交付して行うものとする。

3 条例第 2 4 条第 3 項の規定による命令は、回収命令書を交付して行うものとする。

(立入調査員証)

第 16 条 条例第 25 条第 2 項に規定する証票は、第 3 号様式のとおりとする。

。

(動物愛護管理員の身分証明書)

第 17 条 条例第 26 条第 1 項に規定する動物愛護管理員は、同条第 3 項に規定する事務を行うに際し、その身分を明らかにするため、北九州市動物愛護管理員証を所持しなければならない。

2 前項に規定する北九州市動物愛護管理員証は、第 4 号様式のとおりとする。

。

(動物愛護推進員の身分証明書)

第 18 条 条例第 27 条に規定する動物愛護推進員は、同条に規定する活動を行うに際し、その身分を明らかにするため、北九州市動物愛護推進員証を所持しなければならない。

2 前項に規定する北九州市動物愛護推進員証は、第 5 号様式のとおりとする。

。

(過料処分の手続)

第 19 条 条例第 34 条の規定による過料の処分は、過料処分決定通知書を交付して行うものとする。

2 市長は、前項の処分を行おうとするときは、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ告知書により告知し、期限を定めて弁明の機会を付与するものとする。

(手数料)

第 20 条 条例別表第 8 号の中欄に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 狂犬病予防法第 4 条第 2 項に規定する鑑札及び同法第 5 条第 2 項に規定する注射済票を着けた犬 1 頭につき 3,000 円

(2) 前号に掲げる犬以外の犬 1 頭につき 5,000 円

(帳票の様式)

第 21 条 次に掲げる帳票の様式は、別に保健福祉局長が定める。

(1) 事故発生届

(2) こう傷事故発生届

(3) 引取り申請書

(4) 返還申請書

(5) 譲渡申請書

(6) 勧告書

- (7) 措置命令書
- (8) 改善命令書
- (9) 回収命令書
- (10) 過料処分決定通知書
- (11) 告知書
- (委任)

第 22 条 この規則の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

(北九州市飼い犬の取締り等及び野犬捕獲に関する条例施行規則の廃止)

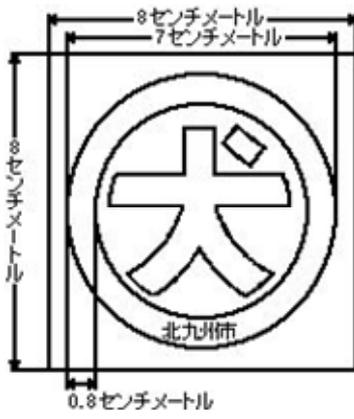
2 北九州市飼い犬の取締り等及び野犬捕獲に関する条例施行規則 (昭和 39 年北九州市規則第 16 号。以下「飼い犬条例施行規則」という。) は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、前項の規定による廃止前の飼い犬条例施行規則第 1 条の規定により定められた標識は、第 2 条に規定する標識とみなす。

4 この規則の施行の日の前日までに、付則第 2 項の規定による廃止前の飼い犬条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

第1号様式（第2条関係）



第2号様式（第8条関係）

（表）

<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">犬捕獲従事者証</p> <p>所属 職名 〔職員以外の者にあつては〕 氏名 〔住所及び氏名〕</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p>上記の者は、北九州市動物の愛護及び管理に関する条例第19条第2項の規定により飼い犬等の捕獲に従事する者であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日発行</p> <p>有効期限 年 月 日まで</p> <p>北九州市長 印</p>	
--	--

12センチメートル

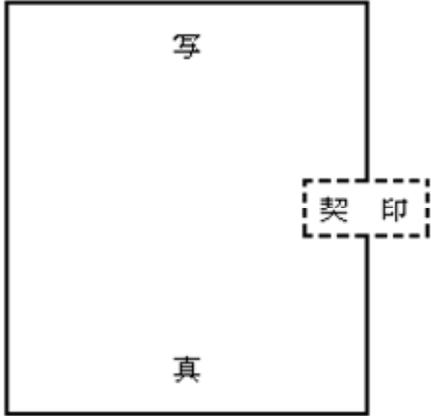
8センチメートル

（裏）

<p style="text-align: center;">北九州市動物の愛護及び管理 に関する条例（抜粋）</p> <p>（係留されていない飼い犬等の収容）</p> <p>第19条 市長は、第12条の規定に違反して係留されていない飼い犬及び飼い主の判明しない犬（以下「飼い犬等」という。）を収容することができる。</p> <p>2 市長は、前項に規定する収容を行うため、職員又は職員以外のあらかじめ指定した者（以下この条において「職員等」という。）をして、飼い犬等を捕獲させることができる。</p> <p>3 職員等は、捕獲しようとしている飼い犬等がその飼い主その他の者の土地、建物、船又は車両内に入った場合において</p>	<p>、当該飼い犬等を捕獲するためやむを得ないと認めるときは、必要最小限度の範囲内でその場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。</p> <p>4 何人も、正当な理由がなく、前項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。</p> <p>5 職員等が飼い犬等の捕獲に従事するときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p>
--	--

第3号様式（第16条関係）

（表）

<p style="text-align: center;">第 号 立入調査員証</p> <p>所属 職名 氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p>上記の者は、北九州市動物の愛護及び管理に関する条例第25条第1項の規定により立入調査を行う者であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日発行</p> <p>有効期限 年 月 日まで</p> <p>北九州市長 印</p>	
---	--

ト
メ
チ
セ
ン
メ
ー
トル
8

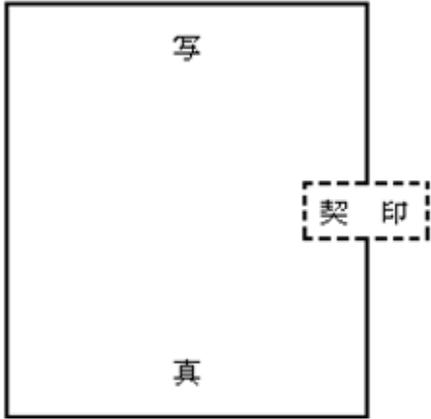
12センチメートル

（裏）

<p style="text-align: center;">北九州市動物の愛護及び管理 に関する条例（抜粋）</p> <p>（立入調査等）</p> <p>第25条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主その他の関係人に報告を求め、又はその職員をして、飼い主その他の者の土地その他関係のある場所（人の住居を除く。）に立ち入って調査をさせ、若しくは関係人に質問をさせることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>	<p>3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
--	---

第4号様式(第17条関係)

(表)

<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">北九州市動物愛護管理員証</p> <p>所属 職名 氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p>上記の者は、北九州市動物の愛護及び管理に関する条例第26条第1項に規定する動物愛護管理員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日発行</p> <p>有効期限 年 月 日まで</p> <p>北九州市長 印</p>	
---	--

12センチメートル

8センチメートル

(裏)

<p style="text-align: center;">北九州市動物の愛護及び管理に関する条例(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">(動物愛護管理員)</p> <p>第26条 法第34条第1項の規定に基づき、市に動物愛護管理員を置く。</p> <p>2 動物愛護管理員は、獣医師等動物の愛護並びに適正な飼養及び保管について専門的な知識を有する職員のうちから、市長が任命する。</p> <p>3 動物愛護管理員は、法第24条第1項又は法第33条第1項の規定による立入検査、前条第1項の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行う。</p>	
---	--

第5号様式（第18条関係）

（表）

<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">北九州市動物愛護推進員証</p> <p>住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>上記の者は、北九州市動物の愛護及び管理に関する条例第27条に規定する動物愛護推進員であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日発行</p> <p>有効期限 年 月 日まで</p> <p>北九州市長 印</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 150px; margin: 0 auto; display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">写</div> <div style="margin-top: 10px;">真</div> </div> <div style="border: 1px dashed black; width: 40px; height: 20px; margin: 10px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 契 印 </div>
---	--

12センチメートル

8センチメートル

（裏）

<p style="text-align: center;">北九州市動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）</p> <p style="text-align: center;">（動物愛護推進員）</p> <p>第27条 動物愛護推進員（法第38条第1項の規定により市長が委嘱する動物愛護推進員をいう。）は、同条第2項各号に掲げるもののほか、次に掲げる活動を行う。</p> <p>（1） 動物の飼い主になろうとする者に対し、その求めに応じて、飼養し、又は保管する目的及び環境に適した動物を選ぶために必要な助言をすること。</p> <p>（2） 動物の飼い主に対し、その求</p>	<p>めに応じて、当該動物の適正な飼養又は保管の方法に関する必要な助言をすること。</p> <p>（3） 前2号に掲げるもののほか、動物の愛護並びに適正な飼養及び保管の推進に関し、市長が必要と認める活動</p>
--	---